

沖縄県バス通学費等支援事業実施要綱

令和 2 年 7 月 2 日制定
令和 2 年 8 月 14 日改正
令和 2 年 12 月 1 日改正
令和 3 年 1 月 13 日改正
令和 3 年 2 月 24 日改正
令和 3 年 3 月 30 日改正
令和 4 年 3 月 30 日改正
令和 5 年 3 月 23 日改正
令和 6 年 1 月 22 日改正
令和 6 年 3 月 14 日改正
令和 6 年 11 月 5 日改正
令和 7 年 3 月 14 日改正

(通則)

第 1 条 この要綱は、沖縄県バス通学費等支援事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 本事業において、県とバス事業者及び沖縄 I C カード株式会社が連携し実施するバス通学費支援については、「沖縄県バス通学費支援事業」と呼称し、県と沖縄都市モノレール株式会社が連携し実施するモノレール通学費支援については、「沖縄県モノレール通学費支援事業」と呼称する。

(目的)

第 2 条 本事業は、沖縄県（以下「県」という。）と交通事業者及び沖縄 I C カード株式会社が連携し、低所得世帯の中高生（第 4 条第 4 号の規定による高校生等及び同条第 5 号の規定による中学生をいう。）に対して、バス通学費等の支援を行うことにより、家庭の経済環境にかかわらず、安心して学業に励むことができる環境の整備を図ることを目的とする。

(事業に係る協定等)

第 3 条 県と本事業の趣旨に賛同する交通事業者及び沖縄 I C カード株式会社は、前条の目的を達成するために必要な事項を定めた協定を締結するものとする。

(定義)

第 4 条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）（以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 「中学校等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定による中学校（以下「中学校」という。）及び法第 2 条に規定する高等学校等である各種学校（中学校に相当する学年）をいう。
- (3) 「中学高校」とは、第 1 号の規定による高等学校等及び第 2 号の規定による中学校等をいう。
- (4) 「高校生等」とは、第 1 号の規定による高等学校等に在学する者であって、沖縄県内に住所を有する者をいう。ただし、次に該当する者を除く。
ア 通信制の課程にのみ在学する者（別に知事が定める者を除く）

- イ 沖縄県特別支援教育就学奨励費を受給できる者
 - ウ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している者
 - エ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号）」による特別育成費の支弁対象となる者（母子生活支援施設の高校生等を除く。）
 - オ アからエのほか、他の制度により通学費の全額を受給できる者
- (5) 「中学生」とは、第 2 号の規定による中学校等のうち、通学区域が県全域の中学校等に在籍する者であって、沖縄県内に住所を有する者をいう。ただし、次に該当する者を除く。
- ア 沖縄県特別支援教育就学奨励費を受給できる者
 - イ 生活保護法第 32 条の規定による教育扶助を受給している者
 - ウ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号）」による特別育成費の支弁対象となる者
 - エ アからウのほか、他の制度により通学費の全額を受給できる者
- (6) 「中高生」とは、第 4 号の規定による高校生等及び第 5 号の規定による中学生をいう。
- (7) 「保護者等」とは、法第 3 条第 2 項第 3 号の規定による保護者等（中学生にあっては、これに相当する者）をいう。ただし、保護者等以外の者が児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に定める児童扶養手当の支給、又は沖縄県母子及び父子家庭等医療費受給者証の交付を受けている場合は、当該受給者を含む。
- (8) 「交通事業者」とは、前条の規定により県と協定を締結したバス事業者及び沖縄都市モノレール株式会社をいう。
- (9) 「バス通学費等」とは、中高生が居住地等から学校までの往復に要するバス及びモノレール運賃をいう。
- (10) 「所得割非課税世帯」とは、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。

（学校外施設に通学する場合の特例）

- 第 4 条の 2** 在籍する中学高校の校長が指導要録上出席扱いとし通所区域の定めが無い学校外の施設で恒常的に相談・指導等を受けている生徒については、中高生とみなす。
- 2 前項の規定により中高生とみなされる者については、第 4 条第 1 項第 9 号中「学校」を「相談・指導等を受ける施設」とする。

（対象者）

- 第 5 条** 本事業の対象者は、通学のため交通事業者の交通機関を利用する中高生であって、その保護者等が次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 当該年度において所得割非課税世帯の者。ただし、申請の日が 4 月～6 月の場合は、前年度において所得割非課税世帯の者を含む。
 - (2) 家計急変による経済的理由から、所得割非課税世帯に相当すると認められる者。ただし、災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とならない。
 - (3) 申請時において、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に定める児童扶養手当の支給を受けている者（同法の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者を除く。）、又は沖縄県母子及び父子家庭等医療費受給者証の交付を受けている者

（負担金等）

- 第 6 条** 県は、本事業におけるバス通学費等について、県と交通事業者及び沖縄 I C カード株式会社が締結する協定書に定めるところにより負担金等を支払うものとする。

（認定申請手続き）

- 第7条** 本事業によりバス通学費等の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、バス通学費等支援事業認定申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、知事に申請するものとする。
- 2 申請者は、中学高校の入学前に前項の規定により申請を行った後、中学高校に変更があった場合は、遅滞なく、バス通学費等支援事業認定申請書（様式第1号）を再提出するものとする。
- 3 知事は、必要に応じて第1項及び第2項に規定する申請をバス通学費等支援事業認定申請書（様式第1号）に準じた電子申請システムにより受けることができる。
- 4 第4条の2の規定により保護者等がバス通学費等支援事業認定申請書（様式第1号）を提出する場合は、学校外の施設で相談・指導を受ける場合の在籍校が発行する指導要録上出席扱いとなっていることを証する書類を添付するものとする。

（対象者の認定等）

- 第8条** 知事は、申請者から前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ対象者の認定又は不認定を決定し、その旨を申請者に通知（様式第2号、様式第3号）するものとする。
- 2 対象者の認定有効期間は、認定した日の属する年度の末日までとし、知事は認定有効期間の末日において、第5条に該当することが確認できた場合は更新を認めるものとし、特に必要とする場合は、更新の可否を申請者に通知（様式第6号、様式第7号）するものとする。

（認定カード等の交付）

- 第9条** 知事は、対象者として認定した者（以下「認定者」という。）に対し、当該認定を受けた者であることを証するカード（以下「認定カード」という。）及び専用のバス利用券（以下「利用券」という。）又は回数券を交付する。ただし、沖縄ICカード株式会社が発行した本事業の専用OKICA又は沖縄都市モノレール株式会社が発行する場合は通学定期券を交付する場合はその限りでない。

（認定カード等の提示）

- 第10条** 認定者は、バス又はモノレール利用中に交通事業者から認定カード又は専用OKICA等の提示を求められた場合は、学生証等を添えて提示しなければならない。

（対象者認定の取り消し）

- 第11条** 知事は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消したうえで第6条の規定により負担した金額の全部又は一部の返還を認定者に命じることができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により対象者認定を受けたとき
 - (2) 偽りその他不正の手段によりバス通学費等支援を受けたとき
 - (3) 専用OKICA、利用券又は回数券等を認定者本人以外の者に利用させたとき

（休学、退・転学、転居について）

- 第12条** 認定者は、休学、退・転学があった場合又は転居等に伴い通学区間に変更があった場合、速やかに在学している中学高校を通じて知事に報告しなければならない。
- 2 復学後又は転入先の中学高校において、通学でバス又はモノレールを利用する場合又は転居等に伴い通学区間に変更があった場合は、第7条に基づき知事に申請するものとする。

(認定カードの再発行)

第 13 条 認定者は、認定カードを破損、汚損又は紛失したときは、認定カード再交付申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

(利用実績報告)

第 14 条 認定者は、毎月の利用実績について、翌月 3 日（当該日が沖縄県の休日を定める条例（平成 3 年沖縄県条例第 15 号）第 1 条に規定する沖縄県の休日に当たるときは、その翌日）までに利用実績報告書（様式第 5 号）で報告し、利用しなかった利用券がある場合は知事に返却しなければならない。

(認定カード等の返却)

第 15 条 認定者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、認定カード及び利用券又は回数券を速やかに知事に返却しなければならない。

- (1) 第 11 条の規定により認定の取り消しを受けたとき
- (2) 認定を受けた要件を充たさなくなったとき
- (3) 休学、退・転学があったとき
- (4) 転居等に伴い通学区間に変更があったとき

(申請書等の提出先)

第 16 条 第 7 条、第 13 条及び第 14 条に係る書類は、中高生が在学する中学高校に提出するものとする。ただし、中学高校の入学前に第 7 条に係る書類を提出する場合は、その限りではない。

2 第 4 条の 2 第 1 項の規定により中高生とみなされる者については、前項は適用しない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。